

大磯町地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

大磯町地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例（平成27年大磯町条例第1号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項第3号中「（介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の68第1項の主任介護支援専門員研修を修了した者をいう。）」を「（介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の66第1号イ（3）に規定する主任介護支援専門員をいう。）」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

平成30年9月3日提出

大磯町長 中 崎 久 雄